

国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程で定める
委託先の選定及び実地検査の取扱いについて

令和5年3月29日
理事(企画・評価・総務担当) 裁定
(総括保護管理者)

国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程第33条で定める、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する際の委託先の選定及び実地検査については、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

1 委託先の選定

(1) 発注金額100万円未満の場合(教職員発注権限の範囲内)

ア 保護管理者は、保有個人情報の取扱い^{注1}に係る業務を外部に委託する場合は、事前に委託候補者HPに掲載の「個人情報保護法に基づく公表事項(プライバシーポリシー、個人情報保護方針)」等から、又は、委託候補者から確認できる資料を提出してもらい等の方法により、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者であることを確認する。また、必要に応じて見積書を徴取する。

注1:次に該当する場合は「保有個人情報の取扱い」の対象外とする。

- ① 取り扱う保有個人情報が既に公表されている又は直近に公表予定の情報である場合
- ② 教職員が自身の個人情報を自ら提供して委託する場合

イ 保護管理者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容^{注2}及びその量等に応じて、プライバシーマーク又はISO/IEC27001等情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証資格を保有していること等の条件を付す。

注2:個人識別の容易性(匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。

ウ 保護管理者は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者(以下、「委託先」という。))に発注する。この際、委託先に様式1「個人情報の取扱いに係る委託実施体制等報告書(以下「体制報告書」^{注3}という。))を委託業務の開始までに提出するよう指示する。

注3:体制報告書の提出が困難な場合は委託先HPに掲載の個人情報保護法に基づく公表事項等で代えることができる。

エ 契約書の作成が必要な場合は、契約担当部署が契約書の作成を担当する。

(2) 発注金額100万円以上の場合(教職員発注権限の範囲外)

ア 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、事前に委託候補者HPに掲載の「個人情報保護法に基づく公表事項(プライバシーポリシー、

- 個人情報保護方針) 」等から、又は、委託候補者から確認できる資料を提出してもらう等の方法により、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者であることを確認する。
- イ 保護管理者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、プライバシーマーク又はISO/IEC27001等情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証資格を保有していること等の条件を付す。
- ウ 保護管理者は、件名に【個人情報】と付した購入依頼書及び仕様書に、委託候補者から徴取した見積書を添えて契約担当部署に提出する。
- エ 契約担当部署は、見積合せ、入札等所定の手続きを行い、委託先に発注する。この際、委託先に様式1「体制報告書」を委託業務の開始までに保護管理者に提出するよう指示する。

2 実地検査

(1) 実地検査の対象となる委託業務

- ア a 保有個人情報を委託先に引き渡して、入力・加工・編集・保管などの何らかの作業をしてもらうもの
- b 委託先が、委託業務の履行過程において個人情報を取得し、当該個人情報を取り扱うもの
- 上記 a、b の委託業務のうち、匿名化措置を講じていない（又は容易に照合可能な程度の匿名化措置）情報、秘匿性が高い情報、個人識別符号が含まれる情報、要配慮個人情報、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害が大きい情報又は多量の個人情報を取扱う場合
- イ アの委託業務のうち、毎年継続的に外部委託しているものについては、総括保護管理者が必要と認めた年に実地検査を行う。
- なお、継続的に契約する場合は、初年度の契約時に（既に契約しているものについては、直近で）実地検査を行う。

(2) 実地検査の対象外となる委託業務

- ア 実地検査の対象となる委託業務のうち、次に該当するものについては、実地検査の対象外とすることができる。
- ① 取り扱う保有個人情報が、氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化措置を講じている場合
- ② 委託先がプライバシーマーク又はISO/IEC27001等情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証資格を保有している場合

(3) 書面による検査を行うもの

- ア 実地検査の対象となる委託業務のうち、次に該当するものについては、書面による検査を行うことができる。

- ① 短期間で作業を行うものであり、実地検査期間を設けることが現実的でない場合
 - ② 委託先の都合（社内等への立入りが当該社員以外禁止されている等）により、実地検査が不可能な場合
 - ③ 委託先が岡山県外等の遠隔地で、実地検査が困難な場合
- イ その他、委託する業務に関する保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、総括保護管理者が適当と認める委託業務についても書面による検査を行うことができる。

(4) 検査の方法

ア 実施者

主担当は保護管理者とし、保護担当者は必要に応じて保護管理者を補佐すること。

イ 対象者

委託先における責任者又は代理者

ウ 検査方法

① 実地検査

- ・ 学内で業務を実施する場合は、当該現場で検査を実施する。
- ・ 学外に個人情報を持ち出し、業務を実施する場合は、委託先にて検査を実施する。

② 書面検査

- ・ 委託先から提出された検査報告書記載の点検項目が確認できる関係書類等に基づき、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について検査を実施する。

エ 検査項目

様式2「保有個人情報の取扱いに係る委託契約に関する実地検査報告書（以下「検査報告書」という。）」のとおりとする。

オ 実施期間

委託業務の内容に応じて、業務委託期間中の適切な時期に実施する。

(5) 実地検査及び書面による検査後の取扱い

ア 検査報告書は、保護管理者が押印の上、保管・管理する。

イ 検査報告書で不適切な取扱いが判明した場合、保護管理者は、総括保護管理者へ結果を報告し、対応を検討する。

ウ 検査報告書は、定期的に総括保護管理者が確認する。